

天童市電子納品取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事に係る書類等の情報の電子化（以下「電子データ」という。）を推進することで、省資源、省スペース及び検索時間の短縮を図ることを目的とし、建設工事の完成図書類（以下「完成図書類」という。）を電子データで納品すること（以下「電子納品」という。）についての取扱いを定めるものである。

(適用範囲)

第2条 天童市が発注する建設工事のうち、特記仕様書で電子納品の対象工事であることを指定した工事に適用する。なお、運用にあたっては別に定める「天童市電子納品運用マニュアル」によるものとする。

(提出形態)

第3条 完成図書類のうち、電子データの対象とする情報は、予め受発注者間の協議により決定するものとする。なお、協議の中で電子納品の対象とした成果品の提出を紙で求める場合は、必要最低限の範囲又は対象に限ることとする。

(特記仕様書への記載)

第4条 対象案件については、特記仕様書に別添の「電子納品に係る特記仕様書作成例（参考）」を参考に電子納品の条件を記載するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。